

三郷町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

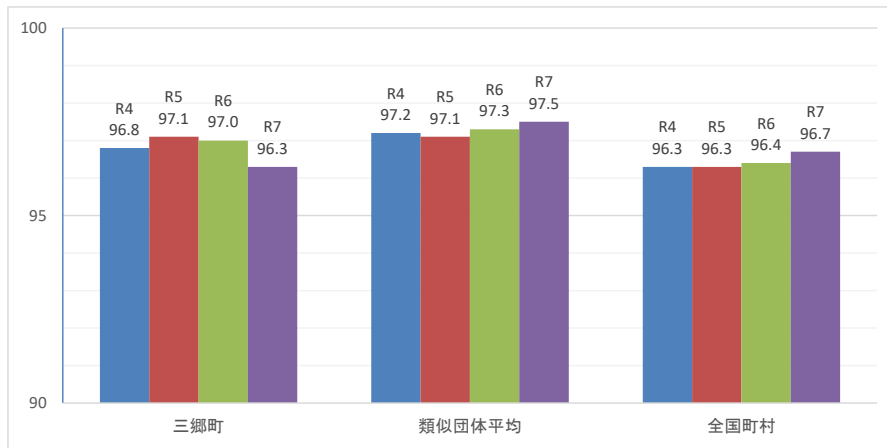
区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件费率	(参考)
	R7.1.1	A		B	B/A	令和5年度の人件费率
令和6年度	人 22,349	千円 12,062,588	千円 614,905	千円 1,701,849	% 14.1	% 16.7

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数	給与				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体の平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 149	千円 544,946	千円 111,606	千円 238,741	千円 895,293	千円 6,009	千円 5,979

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与に含んでいるが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
 2 〇書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給与月額について、本来給与月額の7割水準に設定される職員を除いている。
 ※ 7年4月1日のラスパイレス指数が①3年連続で上昇している場合、②100を超える場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること。)

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期)	令和7年4月1日
(内容)	給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級以上の初号付近の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引き上げを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合)	国の基準4%に対し、三郷町においても4%を支給		
(実施時期)	令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き下げることとし、令和7年4月1日時点は5%、令和8年4月1日から4%を支給。		
(参考)			
	令和6年度の支給割合	令和7年度の支給割合	令和8年度の支給割合
国基準による支給割合	6%	5%	4%
三郷町の支給割合	6%	5%	4%

③ その他の見直し内容

扶養手当・通勤手当について国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三郷町	43.3 歳	330,562 円	397,224 円	376,824 円
奈良県	42.3 歳	329,304 円	420,139 円	372,087 円
国	41.9 歳	332,237 円	-	414,480 円
類似団体	41.3 歳	317,183 円	385,375 円	353,947 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
三郷町	53.3 歳	11 人	341,955 円	374,461 円	376,824 円
うち清掃職員	53.3 歳	11 人	341,955 円	374,461 円	376,824 円
奈良県	53.7 歳	140 人	309,925 円	366,087 円	341,488 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	-	337,907 円
類似団体	51.4 歳	6 人	300,025 円	336,084 円	321,797 円

区分	民間			参考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
三郷町	-	-	-	-
うち清掃職員	廃棄物処理業	48.0 歳	320,600 円	1.17
奈良県	-	-	-	-
国	-	-	-	-
類似団体	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
三郷町	-	-	-
うち清掃職員	6,266,959 円	4,457,900 円	1.41

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4年～令和6年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三郷町	36.1 歳	288,120 円	343,460 円	332,456 円
奈良県	41.6 歳	366,616 円	424,360 円	-
国	-	-	-	-
類似団体	40.8 歳	313,424 円	351,860 円	-

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		三郷町	奈良県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	188,000 円	185,700 円	-
	中学卒	-	- 円	-
教育職	大学卒	-	252,000 円	-
	高校卒	-	235,100 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和7年4月1日現在)

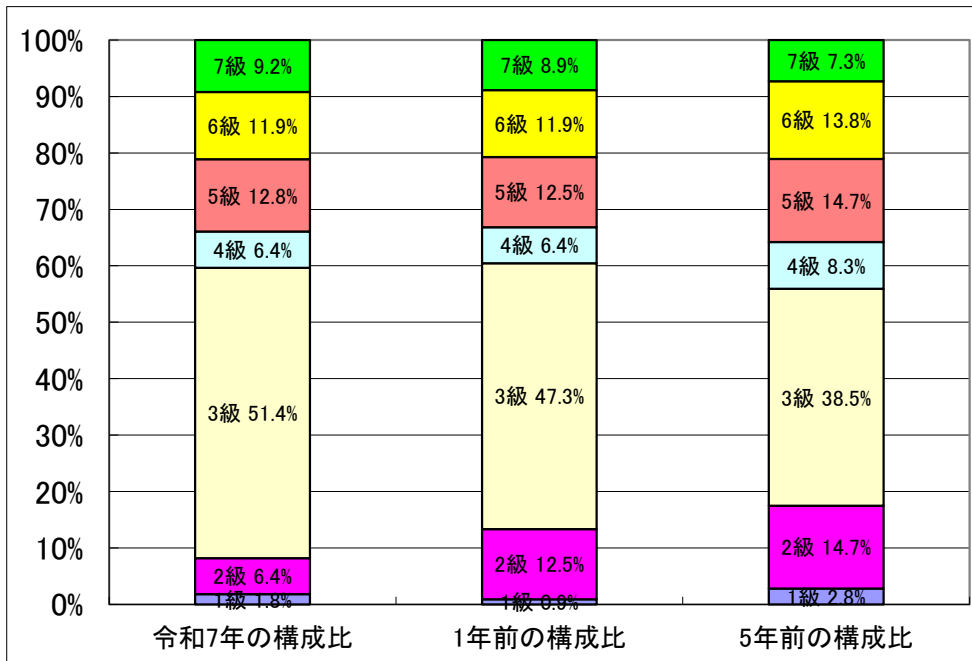
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	273,823 円	370,050 円	393,150 円	404,500 円
	高校卒	-	- 円	-	373,400 円
技能労務職	高校卒	-	284,800 円	-	348,300 円
	中学卒	-	-	-	-
教育職	大学卒	-	-	-	-
	高校卒	-	-	-	-

3 一般行政職の級別職員数等の状況

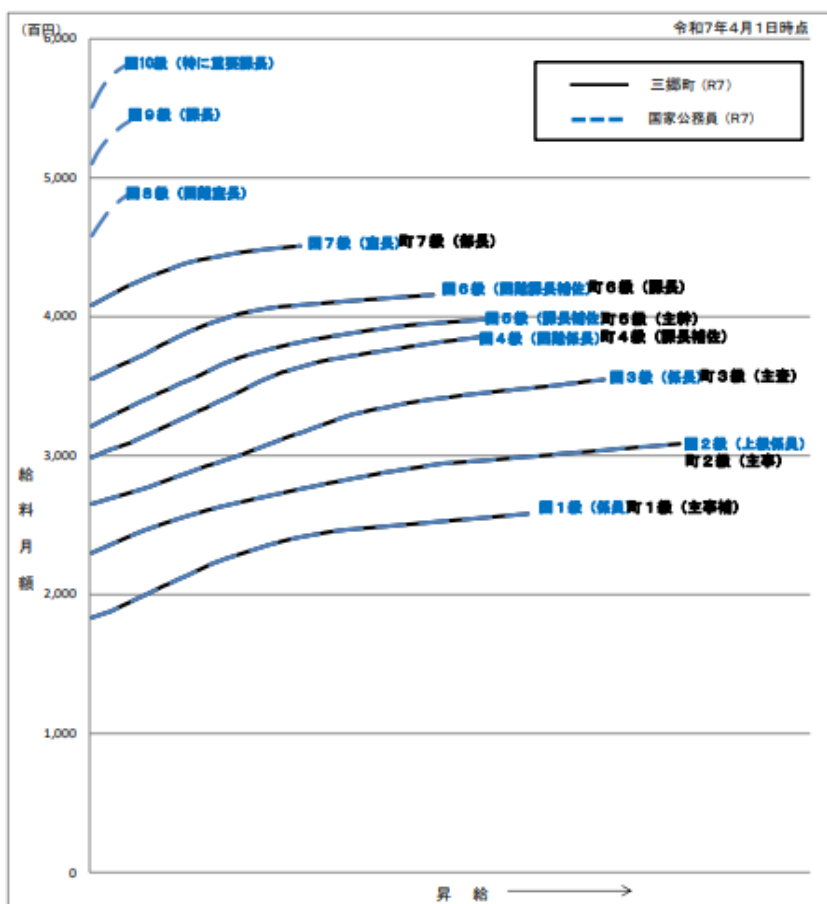
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補	2 人	1.8 %	183,500 円	258,100 円
2 級	主事	7 人	6.4 %	230,000 円	308,500 円
3 級	主査	56 人	51.4 %	265,300 円	354,700 円
4 級	課長補佐	7 人	6.4 %	298,800 円	386,100 円
5 級	主幹・施設の長	14 人	12.8 %	321,300 円	398,200 円
6 級	課長・施設の長	13 人	11.9 %	355,200 円	415,700 円
7 級	部長・次長	10 人	9.2 %	408,300 円	450,900 円

- (注) 1 三郷町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（三郷町）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三郷町		奈良県		国	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,602 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,640 千円		—	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.4) 月分	(1.0) 月分	(1.4) 月分	(1.0) 月分	(1.4) 月分	(1.0) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	△	○	△	○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

三郷町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 国と同様			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額	943 千円	22,168 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		34,562 千円	
支給職員1人あたり平均支給年額(令和6年度決算)		252.3 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
全域	5 %	137 人	5 %

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		68 千円	
支給職員1人あたり平均支給年額(令和6年度決算)		9.0 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		5.4 %	
手当の種類(手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算)
感染症防疫業務手当	保健担当職員	伝染病防疫作業	—
行路病人等収容業務手当	福祉担当職員	行路病人等の収容業務	—
動物処理手当	都市建設・住環境政策担当職員	野犬等の捕獲・死体処理	73 千円
し尿処理業務手当	下水道・住環境政策担当職員	し尿処理業務	2.1 千円
			左記職員に対する支給単価
			1回2,000円
			1回2,000円(死亡人は1,000円加算)
			1回1,000円
			日額500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	22,122 千円
職員1人あたり平均支給年額(令和6年度決算)	425.4 千円
支給実績(令和5年度決算)	28,246 千円
職員1人あたり平均支給年額(令和5年度決算)	504.4 千円

(注) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	子11,500円、配偶者3,000円、父母等6,500円(15歳から22歳までの子5,000円加算)	三郷町と同じ	—	15,815 千円	225,929 円
住居手当	借家は最高28,000円	三郷町と同じ	—	6,126 千円	306,300 円
通勤手当	交通機関6ヶ月定期券 価額、自動車等利用者は2,000円～31,600円	三郷町と同じ	—	7,086 千円	71,576 円
管理職手当	部長70,000円 理事65,000円 次長60,000円 課長55,000円 施設の長45,000円 主幹40,000円 課長補佐35,000円	三郷町と異なる	手当額	24,698 千円	493,960 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額	等
給 料	町 長	797,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額
	副 町 長	(円)	920,000 円 / 559,000 円
	議 長	675,000 円	760,000 円 / 530,000 円
	副 議 長	(円)	499,000 円 / 280,000 円
	議 員	363,000 円	430,000 円 / 214,000 円
報 酬	副 議 長	301,000 円	400,000 円 / 189,000 円
	議 員	282,000 円	(円)
	議 員	(円)	(円)
期 末 手 当	町 長	(令和6年度支給割合)	
	副 町 長	3.45 月分	
	議 長	(令和6年度支給割合)	
退 職 手 当	副 議 長	3.45 月分	
	議 員		
	備 考	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	町 長	給料月額×在職年数×520/100	16,577,600円 任期毎又は在职期間毎
	副 町 長	給料月額×在職年数×330/100	8,910,000円 任期毎又は在职期間毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

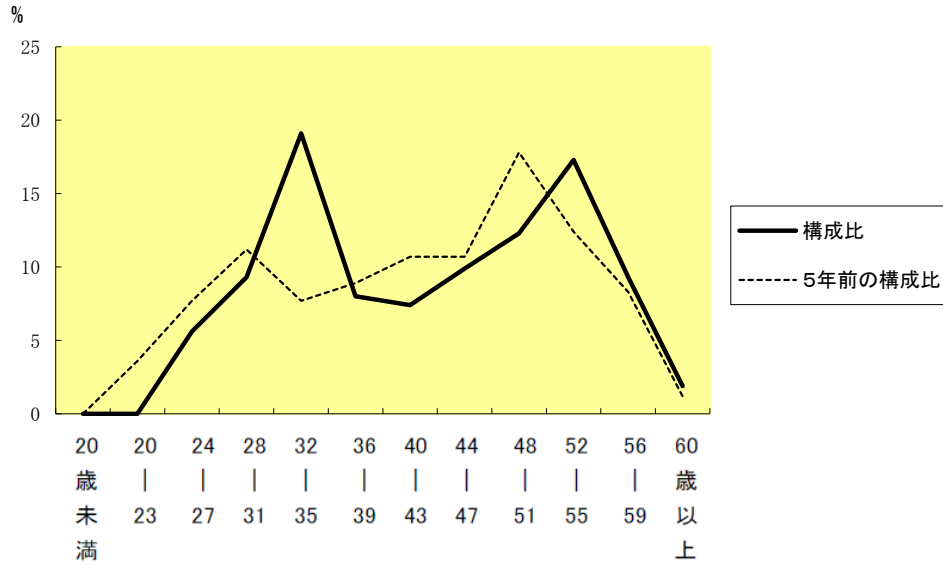
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	3	1	担当者増 退職 退職 担当者増 担当者減
		総務	39	33	△ 6	
		税務	8	8	0	
		民生	37	34	△ 3	
		衛生	30	30	0	
		農水	2	2	0	
		商工	3	4	1	
	土木	8	7	△ 1		
	計	129	121	△ 8	<参考> 人口10,000人当たり職員数 54.14 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 54.10 人)	
	特別行政部門	教育	21	21	0	
計		21	21	0		
小 計	150	142	△ 8	<参考> 人口10,000人当たり職員数 63.54 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 67.47 人)		
公営企業等会計部門	水道	6	6	0	担当者増	
	下水道	5	5	0		
	その他	8	9	1		
	小 計	19	20	1	<参考> 人口10,000人当たり職員数 8.95 人	
合 計	169 [199]	162 [199]	△ 7 [0]	<参考> 人口10,000人当たり職員数 72.49 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0	0	9	15	31	13	12	16	20	28	15	3	162

(3)職員数の推移

部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	126	133	130	133	129	121	△ 5 (△ 4.0 %)
教育	24	24	25	23	21	21	△ 3 (△ 12.5 %)
普通会計計	150	157	155	156	150	142	△ 8 (△ 5.3 %)
公営企業等会計計	19	17	19	19	19	20	1 (5.3 %)
総合計	169	174	174	175	169	162	△ 7 (△ 4.1 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6 年度	千円 880,914	千円 55,542	千円 42,372	% 4.8	% 6.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体の平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6 年度	人 7	千円 26,643	千円 4,564	千円 11,165	千円 42,372	千円 6,053	千円 6,316

- 1 職員手当には退職給与金を含まない。
- 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。
- 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

	平均年齢	基本給	平均月収額
三郷町	45.5 歳	341,643 円	-
類似団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
事業者	-	-	-

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三郷町				類似団体平均			
1人当たり平均支給額(令和6年度)				1人当たり平均支給額(令和6年度)			
1,595 千円				1,593 千円			
(令和6年度支給割合)				(令和6年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.4) 月分	(1.0) 月分	(1.4) 月分	(1.0) 月分	(1.4) 月分	(1.0) 月分	(1.4) 月分	(1.0) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

三郷町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 国と同様			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		1,707 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		243,857 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
全域	5 %	7 人	5 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

※平成19年度から水道事業に係る特殊勤務手当は廃止

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	319 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	79,750 円
支給実績(令和5年度決算)	250 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	62,500 円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	子11,500円、配偶者3,000円、父母等6,500円(15歳から22歳までの子5,000円加算)	同じ	—	348 千円	174,000 円
住居手当	借家は最高28,000円	同じ	—	254 千円	254,400 円
通勤手当	交通機関6ヶ月定期券 価額、自動車等利用者は2,000円～31,600円	同じ	—	224 千円	56,000 円
管理職手当	部長70,000円 理事65,000円 次長60,000円 課長55,000円 施設の長45,000円 主幹40,000円 課長補佐35,000円	同じ	—	1,470 千円	490,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6 年度	千円 588,091	千円 76,686	千円 29,154	% 5.0	% 5.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6 年度	人 5	千円 19,160	千円 4,132	千円 5,862	千円 29,154	千円 5,831

(参考)類似団体の平均 一人当たり給与費
千円 6,187

- 1 職員手当には退職給与金を含まない。
- 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
- 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三郷町	42.0 歳	352,083 円	-
類似団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円
事業者	-	-	-

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三郷町				類似団体平均			
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,172 千円				1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,562 千円			
(令和4年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.4) 月分	(1.0) 月分	(1.4) 月分	(1.0) 月分	(1.4) 月分	(1.0) 月分	(1.4) 月分	(1.0) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

三郷町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 国と同様			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
— 千円			— 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		1,254 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		250,800 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
全域	5 %	5 人	5 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		1 千円	
支給職員1人当たり平均支給額(令和6年度決算)		500 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		1.2 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算) 左記職員に対する支給単価
し尿処理業務手当	下水道担当職員	し尿処理業務	1 千円 日額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	679 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	226,333 円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の給職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	子11,500円、配偶者3,000円、父母等6,500円(15歳から22歳までの子5,000円加算)	同じ	—	711 千円	237,000 円
住居手当	借家は最高28,000円	同じ	—	220 千円	220,000 円
通勤手当	交通機関6ヶ月定期券 価額、自動車等利用者は2,000円～31,600円	同じ	—	234 千円	58,500 円
管理職手当	部長70,000円 理事65,000円 次長60,000円 課長55,000円 施設の長45,000円 主幹40,000円 課長補佐35,000円	同じ	—	1,020 千円	510,000 円

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①職員の勤務時間等（令和7年4月1日現在）

区分	内容
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間1時間を除き1日7時間45分(週38時間45分)勤務)
週休日	日曜日及び土曜日
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで

注 本庁に勤務する職員の例で、勤務場所により異なることがあります。

②休暇等の種類

区分	内容
年次有給休暇	1年につき20日を付与（新規採用職員は15日）。付与日数のうち20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができる。（令和5年の平均取得日数は12.7日）
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇
特別休暇	特別の事由により勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇（結婚休暇・産前休暇・産後休暇・忌引休暇・夏季休暇等）
育児休業	子を養育する職員の継続的な勤務の促進と福祉の増進ならびに行政の円滑な運営を目的とした制度で、3歳未満の子を養育する為に取得することができる
介護休暇	負傷、疾病または老齢により、日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇（無給）

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和6年度）

	降任	免職	休職	降級	計
勤務実績がよくない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	3人	0人	3人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
その他	0人	0人	2人	0人	2人

(2) 懲戒処分者数（令和6年度）

	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	1人	0人	1人

1.0 職員のサービスの状況

職員の営利企業等従事許可の状況（令和6年度）

営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他役員、顧問、評議員および当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位をかねる場合	0 人
自ら営利を目的とする場合	0 人
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	0 人

1.1 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

職員研修の実施状況（令和6年度）

主な研修項目	人権研修
	情報セキュリティ研修
	市町村職員研修センターの各種研修

1.2 職員の福祉及び利益の保護の状況

- 奈良県市町村職員共済組合加入（学校関係職員を除く）
- 公立学校共済組合奈良支部加入（学校関係職員）
- 地方公務員災害補償基金奈良県支部加入
- 職員定期健康診断実施（奈良県市町村職員共済組合へ委託）
- 三郷町職員共済会加入

1.3 公平委員会に係る業務に関する状況

（令和6年度）

勤務条件に関する措置要求	0 件
不利益処分に関する不服申立の状況	1 件